

手続開始の公示（説明書）

平成 29 年 8 月 31 日

NEXCO 東日本 関東支社長 高橋 知道

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件業務については、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- 1-1. 契約件名（業務名） 東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ技術協力業務
- 1-2. 契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社長
高橋 知道
- 1-3. 契約担当部署 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
（住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
（TEL）048-631-0020
- 1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式
- 1-5. 見積の方法 持参…下記 4-1、4-2 を参照のこと
- 1-6. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
- 1-7. 契約書の作成 必要（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書[26]を参照のこと

1-8. 契約図書

- (1) 本件業務請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続開始の公示
（説明書）… 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ② 標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
- ③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等・郵送入札】を使用すること
- ④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（平成 29 年 7 月）】を使用すること
- ⑤ 特記仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑥ その他契約
（発注用）図面等 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑦ 金抜設計書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑧ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式 1 のとおり
- ⑨ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式 1 のとおり

⑩ 見積書 上記③入札者に対する指示書様式 1

(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成 29 年 8 月 31 日(木)～平成 29 年 9 月 14 日(木)

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県市川市稲荷木
至) 千葉県市川市稲荷木
- (2) 業務内容 本業務は、別に実施する京葉ジャンクションGランプ詳細設計中間とりまとめ成果に対し、施工者の立場から開削トンネル断面設計、非開削トンネル断面設計及びトンネル施工計画等の施工の実現性を検討し、必要に応じて代替案の提案を実施し、概算工費の算出を行う業務である。
- (3) 概算数量 施工検討 1 式
- (4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 300 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日において、工事種別「土木工事」にかかる『平成 29・30 年度競争参加資格』を有する者で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数(以下、「経営事項評価点数」という。)が 1,500 点以上の者であること。(下記(3)の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,500 点以上であること。)
- (3) 審査基準日において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO 東日本が「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

① 同種工事： 施工延長 100m以上かつ、掘削底面から地表までの高さ 10m以上の開削トンネル又は半地

下の工事

本件業務の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、平成 14 年度以降に完成及び引渡し完了した工事の場合は、工事成績評定合計（以下「評定合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者(日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日まで大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

a) 管理技術者：下記①及び②～⑥に示すいずれかの資格を有する者でなければならない。

①監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

②技術士【総合技術監理部門（建設一道路）、（建設一トンネル）、（建設一土質及び基礎）、（建設一鋼構造物及びコンクリート）、（建設一都市及び地方計画）、または（建設一施工計画、施工設備及び積算）】のいずれかの資格を有し技術士法による登録を行っている者。

③平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路）、（トンネル）、（土質及び基礎）、（鋼構造物及びコンクリート）、（都市及び地方計画）、または（施工計画、施工設備及び積算）】のいずれかの資格を有し技術士法による登録を行っている者。

④平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路）、（トンネル）、（土質及び基礎）、（鋼構造物及びコンクリート）、（都市及び地方計画）、または（施工計画、施工設備及び積算）】のいずれかの資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。

⑤RCCM（道路部門または土質及び基礎部門）に合格し、RCCM 資格制度による登録を行っている者。

⑥土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者、一級土木技術者（地盤・基礎分野または交通分野）】の資格を有する者。

(7) 管理技術者は、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次に示す同種または類似工事の施工経験を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職は問わない。

①同種工事： 施工延長 100m 以上かつ、掘削底面から地表までの高さ 10m 以上の開削トンネル又は半地下の工事

②類似工事： 施工延長 50m 以上かつ、掘削底面から地表までの高さ 5m 以上の開削トンネル又は半地

下の工事

- (8) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件業務の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。

イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

② 施工（調査等）管理業務等の受注者

施工（調査等）管理業務等の業務名及び受注者は次に示すとおりである。

・東京外環自動車道 稲荷木工事区施工管理業務：株式会社建設技術研究所

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（１）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- i) 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
- ii) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- iii) 組合の理事
- iv) i) ～ iii) に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 参加希望者は、本件の手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下「表明書）」を作成しなければならない。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （様式 1）	<p>◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。</p> <p>◇ 代表者については、契約締結権限を有する者（事業部長・支店長・営業所長など）で、請負契約書に記名・押印する者で申請すること。法人代表権者に限定する必要はない。</p> <p>◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと</p>
企業の同種工事 の施工実績 （参加表明書様式 2）	<p>◇ 上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす施工実績を記載すること。</p> <p>◇ 記載した工事について、「工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）」に登録されている場合、当該工事のコリンズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>※ コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。</p> <p>◇ 記載した工事の工事成績評定点が確認できる「工事成績評定通知書」等の写しを添付するものとする。</p> <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3. 「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 2 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p>
企業の同一工事 種別における表 彰実績（参加表明書様式 3）	<p>◇ 同一工事種別は「土木工事」とする。</p> <p>◇ 平成 19 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを添付すること。</p> <p>◇ 表彰を受けていない場合は「無」と記載すること。</p>
配置予定管理技 術者の資格等 （参加表明書様式 4）	<p>◇ 上記 3-1. (6) a) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を記載すること。</p> <p>◇ 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>◇ 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている認定証の写しを提出すること。</p> <p>◇ 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。</p> <p>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 4 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p>
配置予定管理技 術者の同種又は	<p>◇ 上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす施工経験を記載すること。</p> <p>◇ 記載した施工経験について、コリンズに登録されている場合、当該工事のコリンズ竣工工事カルテ受領書及び</p>

類似工事の施工経験 (参加表明書様式5)	<p>工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>※ コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。</p> <p>◇ 記載した工事の工事成績評定点が確認できる「工事成績評定通知書」等の写しを添付するものとする。</p> <p>なお、平成17年10月1日以降にNEXCO 東日本において完成・引渡し完了した工事であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記1-3.「契約担当部署」を通じてNEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式5に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p>
業務実施体制 (参加表明書様式6)	<p>◇ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。</p> <p>◇ 調査等共通仕様書1-19-1に示す「主たる部分」・1-49-2に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式6に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p>

(2) 表明書の各様式はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 参加希望者は、表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 京葉JCT線形概略設計、京葉JCT施工計画検討、京葉ジャンクション施工計画検討業務、市川南地区舗装詳細設計、東京外環自動車道（千葉県区間）掘削構造物設計条件に関する統一事項、京葉JCTシールドトンネル施工管理統一事項
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所
- ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から17時まで）
- ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

(TEL)048-631-0020

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 参加希望者は、上記3-2.で作成した表明書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 手続開始の公示日の翌日から平成29年9月14日(木)16時まで
- ② 申請場所 上記1-3.「契約担当部署」
- ③ 申請方法 持参（休日を除く毎日午前10時から午後4時まで）、書留郵便または信書便（締切日必着）に限る
- ④ 申請書類 上記3-2.により作成した「表明書」を2部（正1部、副1部）

(2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記3-2.表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の同種工事の工事成績、同一工事種別の

表彰実績は評価しない。

評価項目				評価基準	配点																								
参加表明者の経	実績等	専門技術力	成果	平成14年4月1日(様式2)	①30点 ②15点																								
			の確実性	以降に発注機関に受渡しを行った同種工事の施工実績の内容		<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①同種工事の施工実績が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注の工事。</p> <p>②同種工事の施工実績が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注以外の他機関の工事。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>																							
験及評価能力	成績表彰	専門技術力	成果	同種工事の施工実績(様式2の添付資料)	0~10点																								
			の確実性	績における工事成績		<p>提出された資料により下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同種工事の施工実績における工事成績評定点-70)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">評価点=</td> <td style="text-align: center;">配点 (10点)</td> <td style="text-align: center;">× $\frac{\text{係数 } a}{20}$</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">① 同種工事の施工実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の 発注工事</td> <td style="text-align: center;">①同種工事の施工実績対象の受渡し が平成24年4月1日以降である場合</td> <td style="text-align: center;">②同種工事の施工実績 対象の受渡し が平成24年3月31日以前 かつ平成19年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 同種工事の施工実績が 上記①以外の公的機関の 発注工事</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 上記に該当しない</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。</p> <p>② 平成19年3月31日以前に受渡された工事、工事成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、コリンズにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事の施工実績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>	評価基準			(同種工事の施工実績における工事成績評定点-70)			評価点=	配点 (10点)	× $\frac{\text{係数 } a}{20}$	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期			① 同種工事の施工実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の 発注工事	①同種工事の施工実績対象の受渡し が平成24年4月1日以降である場合	②同種工事の施工実績 対象の受渡し が平成24年3月31日以前 かつ平成19年4月1日以降の場合	② 同種工事の施工実績が 上記①以外の公的機関の 発注工事	1.0	0.5	③ 上記に該当しない	0.5
評価基準																													
(同種工事の施工実績における工事成績評定点-70)																													
評価点=	配点 (10点)	× $\frac{\text{係数 } a}{20}$																											
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																													
係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期																													
① 同種工事の施工実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の 発注工事	①同種工事の施工実績対象の受渡し が平成24年4月1日以降である場合	②同種工事の施工実績 対象の受渡し が平成24年3月31日以前 かつ平成19年4月1日以降の場合																											
② 同種工事の施工実績が 上記①以外の公的機関の 発注工事	1.0	0.5																											
③ 上記に該当しない	0.5	0.25																											
	0.0																												
成績表彰	成果	の確実性	同一工事種別における表彰実績	(様式3)	0~5点																								
	の確			提出された資料を下表の評価基準に基づき評価する。																									

実性				評価基準 / 評価点			
				表彰対象	表彰時期		① 表彰日が平成24年4月1日以降である場合
				① NEXCO 東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰実績(土木工事に限る)	5点	2.5点	
				② NEXCO 東日本の支社長による功労表彰(工事種別を問わない)又は事務所長による優秀工事等の表彰実績(土木工事に限る)	2.5点	1.25点	
				③ 上記に該当しない	0点		
				◇留意事項 ① 表彰実績は1工事のみ提出を認めること。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ③ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。 ④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト削減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。 ⑤ 社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。			
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為			以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①平成28年9月14日から審査基準日(平成29年9月14日)までに業種区分(道路設計)に係る文書警告を受けた。 ②平成28年9月14日から審査基準日(平成29年9月14日)までに業種区分(道路設計)に係る口頭注意を受けた。			①-2点 ②-1点
予定管理技術者の経	資格実績等要件	資格者要件	技術者資格等、その専門分野の内容	(様式4) 配置予定管理技術者を下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、予め以下に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ただし、総合技術監理部門以外の技術士が平成13年度以降に合格し技術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする			①20点 ②・③10点

験 及 び 能 力			<p>②競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、RCCMに合格し、RCCM資格制度による登録を行っている。</p> <p>③競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、土木学会認定土木技術者の資格を有している。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>																									
	資格 実績 等	専 門 技 術 力	<p>業務平成14年4月1日(様式5)</p> <p>以降に発注機関に配置予定管理技術者を下記の順位で評価する。</p> <p>受渡しを行った同種又は類似工事の施工経験の内容</p> <p>①同種工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注の工事。</p> <p>②同種工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注以外の他機関の工事。</p> <p>③類似工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了した工事</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>	<p>①25点</p> <p>②12.5点</p> <p>③0点</p>																								
成績 表彰	専 門 技 術 力	<p>業務同種工事の施工経験</p> <p>執行験における工事成績</p> <p>技術績</p>	<p>(様式5の添付資料)</p> <p>配置予定管理技術者を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">評価基準</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同種工事の施工経験における工事成績評定点-70)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価点=</td> <td style="text-align: center;">配点 (10点)</td> <td style="text-align: center;">× $\frac{\quad}{20}$ × 係数 a</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 同種工事の施工経験がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又はNEXCO 西日本の発注工事</td> <td style="text-align: center;">①同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年4月1日以降である場合</td> <td style="text-align: center;">②同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 同種工事の施工経験が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 上記に該当しない</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </table> <p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。</p> <p>② 平成19年3月31日以前に受渡された工事、工事成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、コリンズにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事の施工経験(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>	評価基準			(同種工事の施工経験における工事成績評定点-70)			評価点=	配点 (10点)	× $\frac{\quad}{20}$ × 係数 a	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期			① 同種工事の施工経験がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又はNEXCO 西日本の発注工事	①同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年4月1日以降である場合	②同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の場合	② 同種工事の施工経験が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25	③ 上記に該当しない	0.0		0~10点
評価基準																												
(同種工事の施工経験における工事成績評定点-70)																												
評価点=	配点 (10点)	× $\frac{\quad}{20}$ × 係数 a																										
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																												
係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期																												
① 同種工事の施工経験がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又はNEXCO 西日本の発注工事	①同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年4月1日以降である場合	②同種工事の施工経験対象の受渡しが平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の場合																										
② 同種工事の施工経験が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25																										
③ 上記に該当しない	0.0																											

業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(様式6) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書 1-49-2 に示す部分 ・業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合	—
--------	------------	---	---

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 5 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 5 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日

平成 29 年 9 月 27 日(水)

- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 29 年 10 月 6 日(金)16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで）、書留郵便または信書便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 29 年 10 月 16 日(月)

3-6. 技術提案書の作成

- (1) 上記 3-5. に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書）」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	作成にかかる留意事項
技術提案書 (様式 1)	◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと
技術提案書 (様式 2~5)	◇ 技術提案の評価項目は次のとおりとする。 ①業務の理解度及び実施手順、業務実施体制に関する事項 ②京葉ジャンクションの各ランプに近接する地下ランプを施工する際の地盤等のリスクアセスメントの実施上の留意点とそれを踏まえた変状抑制対策選定上の留意点及び対応方針 ③市道、県道等、埋設物等の現地条件及び、工事費に配慮した工法選定並びに施工計画立案上の留意点及び対応方針 ④周辺地下水位低下並びに地盤沈下を抑制するための施工計画・仮設計画立案上の留意点及び対応方針 ◇ 様式 2~5 については、提案項目毎に A4 版 1 枚以内で作成することとし、別途説明資料を提案項目毎に A3 版 1 枚以内で添付する事ができる。 また、実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成の上、様式 2 に添付するものとする。（用紙のサイズは A4 又は A3 で 1 枚とする。）

参考見積（様式自由）	◇ 参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる。 ◇ 本調査等の金抜設計書に基づき記載する。 ◇ 本調査等の業務量の目安 本調査等の業務規模は10百万円（税込）を想定している。
-------------------	--

(2) 提案書の各様式はA4版（片面）又はA3版（片面）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 京葉JCT線形概略設計、京葉JCT施工計画検討、
京葉ジャンクション施工計画検討業務、市川南地区舗装詳細設計、
東京外環自動車道（千葉県区間）掘削構造物設計条件に関する統一事項、
京葉JCTシールドトンネル施工管理統一事項
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所
- ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から17時まで）
- ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所
(TEL)048-631-0020

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記3-6. で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 平成29年9月27日（水）から平成29年10月27日（金）まで
- ② 提出場所 上記1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前10時から午後4時まで）、書留郵便または信書便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 上記3-6. により作成した「提案書」を6部（正1部、副5部）

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 平成29年11月1日（水）から平成29年11月13日（月）まで
※ ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 配置予定管理技術者を含めて5名以内とする
- ④ ヒアリング内容 技術提案書に記載された提案内容

(2) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。

(3) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価基準				判断基準	配点
予 定 管	資格 実績 等	資 格 要	技術 者 資 格 等		

理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	件		<p>臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。</p> <p>ただし、総合技術監理部門以外の技術士が平成13年度以降に合格し技術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする</p> <p>②競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、RCCMに合格し、RCCM資格制度による登録を行っている。</p> <p>③競争参加資格要件で求めた監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するとともに、土木学会認定土木技術者の資格を有している。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は特定しない。</p>																					
	資格 実 績 等	専 門 技 術 力	<p>平成14年4月1日（参加表明書様式5）</p> <p>以降に発注機関に配置予定管理技術者を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注の工事。</p> <p>②同種工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO(東日本・中日本・西日本)発注以外の他機関の工事。</p> <p>③類似工事の施工経験が平成14年4月1日以降に受渡しが完了した工事</p> <p>なお、上記に該当しない場合は特定しない。</p>	<p>①10点</p> <p>②5点</p> <p>③0点</p>																				
技術提案書	評価項目①～④	<p>技術提案書様式2～5に基づき、技術提案に対する技術評価及び技術評価点の付与方法は、提案された評価項目毎の内容により「優・良上・良・良下・可・評価無・非特定」の7段階で評価し、配点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定</th> <th colspan="2">評価基準及び評価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し大きな効果が期待できる優れた提案である</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>良上</td> <td>「優」と「良」の中間の提案である。</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し効果が期待できる優れた提案である。</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>良下</td> <td>「良」と「可」の中間の提案である。</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が不透明な提案である。</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>評価無</td> <td>内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が見込めない提案である。</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	判定	評価基準及び評価値		優	内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し大きな効果が期待できる優れた提案である	20点	良上	「優」と「良」の中間の提案である。	16点	良	内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し効果が期待できる優れた提案である。	12点	良下	「良」と「可」の中間の提案である。	8点	可	内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が不透明な提案である。	4点	評価無	内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が見込めない提案である。	0点	<p>評価項目① 0～20点</p> <p>評価項目② 0～20点</p> <p>評価項目③ 0～20点</p> <p>評価項目④ 0～20点</p>
判定	評価基準及び評価値																							
優	内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し大きな効果が期待できる優れた提案である	20点																						
良上	「優」と「良」の中間の提案である。	16点																						
良	内容が具体的で別途発注の設計業務と連携し効果が期待できる優れた提案である。	12点																						
良下	「良」と「可」の中間の提案である。	8点																						
可	内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が不透明な提案である。	4点																						
評価無	内容の具体性が欠け別途発注の設計業務と連携した効果が見込めない提案である。	0点																						

		非特定	内容の具体性が著しく欠けた提案である。	特定しない	
		<p>評価は、各評価項目毎に各評価者が上記の評価方法に基づき評価を行い、各評価者の評価点を平均により算出した値をその技術評価項目の評価点とする。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位を四捨五入とする。</p>			
参考見積	参考見積	<p>(様式自由)</p> <p>次に該当する場合は特定しない。</p> <p>①提示した参考業務規模を超える見積である場合</p> <p>②提示した業務規模に対して著しく乖離がある場合や提案内容に対して見積が不適切な場合</p>			-

3-10. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。

※ 技術提案書の特定及び非特定通知予定日 平成 29 年 11 月 28 日(火)

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 29 年 12 月 7 日(木)16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで）、書留郵便または信書便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 29 年 12 月 14 日(木)

- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

- (5) 契約責任者は、技術提案書の内容を反映した設計図書を特定者に配布する。

第 4 見積合わせ

4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成または準備しなければならない。

- ① 「見積書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積合わせ

- (1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。
- (2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

第 5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 手続開始の公示の日の翌日から平成 29 年 10 月 12 日(木)16 時まで
 - ② 受付場所 上記 1-3.「契約担当部署」のとおり
 - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便または信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。
 - ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で5日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本公告件名」の「備考」)に掲載する
⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払 「無」

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本件業務の受注者、本件業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者であっても、本件業務にかかる工事の入札に参加し、または建設工事を請負うことができる。
- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加しまたは施工(調査等)管理業務を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の

総額の100分の50を超える出資をしている者。

- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。